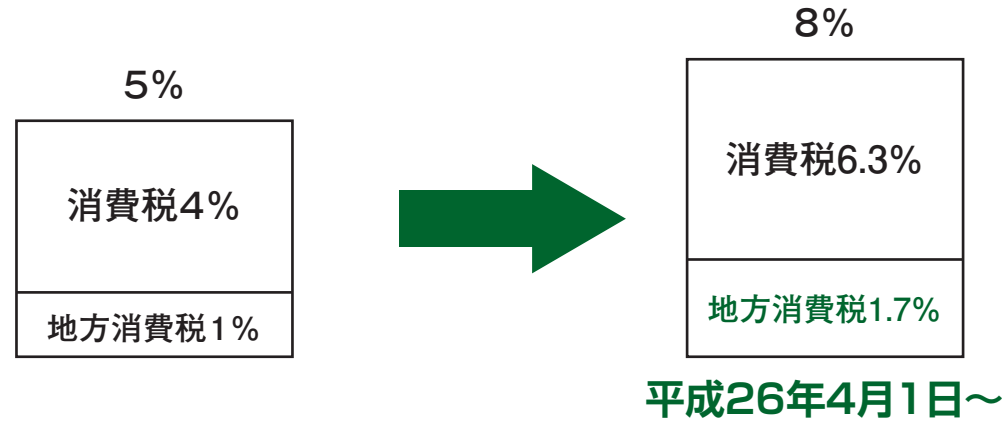


## 消費税率(国・地方)の引上げについて

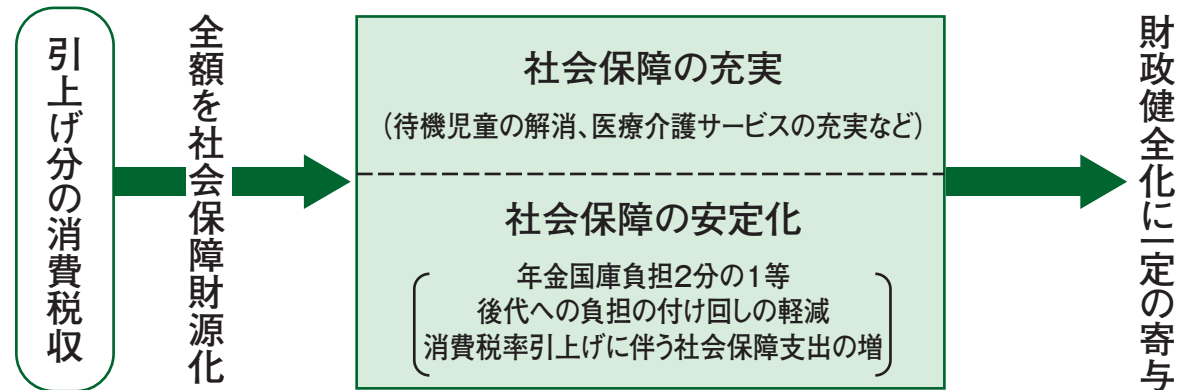
### 1 消費税率(国・地方)が引き上げられます。



※地方消費税とは、国税である消費税と同様に、事業として行った商品の販売、サービスの提供等の国内取引や外国貨物の引き取りに対して課税される都道府県税です。

※消費税率10%（消費税7.8%・地方消費税2.2%）への引上げについては、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討を行います。

### 2 引上げ分の消費税収(国・地方)はすべて社会保障財源化されます。



### 3 円滑かつ適正な転嫁にご理解とご協力をお願いします。

○消費税率(国・地方)の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、転嫁、広告・宣伝、価格表示、便乗値上げ等に関する相談窓口を設置しています。ご相談がある方は以下の相談窓口にお問い合わせください。

**消費税価格転嫁等総合相談センター** 専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】平日9:00～17:00(平成26年3月・4月は土曜日も受付)

※お住まいの地域に応じて、以下の通話料金がかかります。

● 固定電話:8.5円～80円/3分間、携帯電話:90円/3分間、公衆電話:30円～220円/3分間

HP上の専用フォーム:<http://www.tenkasoudan.go.jp>(24時間受付)

消費税  
引き上げに  
伴い

## 4月分から各種料金が変わります

4月1日から、消費税率が5%から8%に引き上げられます。これに伴い、町の定める各種料金及び使用料等が変更になります。(法令等で非課税扱いになっているものを除きます)皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



### 【公共料金等改定の例】

料 金	内 容	単 位	改正前	改正後
①情報通信使用料	有線電話・テレビ	月額	2,200円	2,263円
	インターネット(プランB)	月額	3,800円	3,909円
②ゴミ袋	大	1枚	45円	46円
	小	1枚	25円	25円
③一般廃棄物持込手数料	家庭から出るゴミ	500kgまで	600円	617円
	事業所から出るゴミ	500kgまで	3,000円	3,086円
④簡易水道料金(一般用の例)	基本料金(8㎡)	月額	1,170円	1,204円
	超過料金	1㎡当たり	160円	165円
	メーター使用料(13mm)	1個	70円	72円
⑤公共下水道料金(専用住宅の例) 【農業集落排水、合併浄化槽も同様】	基本料金	月額	1,650円	1,697円
	加算額	1人当たり	550円	565円

- ・その他、公民館利用料、各種施設使用料なども変更となります。
- ・雲南クリーンセンターのし尿汲取料金も改定されます。(18リットル当たり改正前167円→改正後172円)

**\*各料金の請求額は10円未満切り捨てとなります**

(情報通信使用料の例) 有線テレビ、有線電話とインターネット(プランB)を利用の場合

2,263円 + 3,909円 = 6,172円 ⇒ 合計額を切り捨てした **6,170円** を請求します

**\*変更のない料金(非課税のもの)は以下のものがあります**

保育料、証明手数料、火葬料、介護保険法に基づく居宅・施設・地域密着型サービス等

(お問い合わせ先 一覧) 代表番号 (NTT) 54-2505

内容	担当	有線番号	内容	担当	有線番号
ケーブルテレビ・インターネット	総務課 危機管理情報グループ	31-5251	ゴミ関係	環境政策室 環境政策グループ	31-5107
簡易水道、下水道	水道課 上下水道グループ	20-4284	その他	総務課 総務グループ	31-5224